

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度 令和2年度変更
計画主体	新居浜市

新居浜市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 新居浜市経済部農林水産課
所在地 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
電話番号 0897-65-1262
FAX番号 0897-65-1305
メールアドレス nousui@city.niihama.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	平成31年度～令和3年度
対象地域	新居浜市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	291千円、1.03ha
ニホンジカ	スギ・ヒノキ	16.00ha

※イノシシ・ニホンザルによる野菜・果実の被害相談があるが、被害数値不明。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

市内中山間地域を中心に、農作物被害が出ており、駆除頭数は増加傾向にある。耕作放棄地の増加に伴い、生息範囲が市街地近くに拡大していると考えられ、特に4月から9月ごろに被害報告が集中している。農作物被害のみならず、市街地への出没例もあり、平成28年から毎年1～2件の人的被害も発生している。

○ニホンザル

近年中山間地域を中心に野菜・果実が被害にあったとの情報が寄せられている。被害時期は3月から10月ごろが多いが、冬季も被害があり、大生院、楠崎などの被害の特に多い地域では、1週間から10日前後のサイクルで群れが出没し食害を繰り返す傾向がある。人間を怖がらない個体・群れの情報も寄せられている。イノシシと比較して、防護柵等による対策は進んでおらず、目撃情報及び被害は年々拡大傾向にある。また、平成29年度には人的被害（軽傷）も発生している。

○ニホンジカ

主に別子山地区の山中に生息し、冬場の植林の剥皮被害や、野菜の食害が報告されている。大生院、船木地区での捕獲実績があり、生息地域の拡大が懸念される。

※別紙1 被害状況図添付

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（令和3年度）
イノシシ被害金額	291千円	200千円
イノシシ被害面積	1.03ha	1.00ha
ニホンジカ被害面積	16.00ha	12.60ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取 組	<p>【平成28年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 4,120千円 県費 1,232千円 市費 2,888千円 (事業内容) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対 し、1頭につき10千円の捕獲補助 (捕獲数) イノシシ193頭 ニホンザル15頭 ニホンジカ204頭</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業(国補) (事業内容) 有害鳥獣捕獲（イノシシ182頭、ニホンザ ル12頭、ニホンジカ232頭）にかかる活動 経費の補助 (総事業費) 2,862千円</p> <p>【平成29年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 4,520千円 県費 1,408千円 市費 3,112千円 (事業内容) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対 し、1頭につき10千円の捕獲補助 (捕獲数) イノシシ259頭 ニホンザル15頭 ニホンジカ178頭</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業(国補) (事業内容) 有害鳥獣捕獲（イノシシ196頭、ニホンザ ル10頭、ニホンジカ173頭）にかかる活動 経費の補助 (総事業費) 2,757千円</p>	近年、耕作放棄地が増加し野生鳥獣の生息範囲と人間の生活エリアが隣接するようになり、捕獲頭数が増加していると考えられる。効率的な捕獲を実施するとともに、耕作放棄地を野生鳥獣の住み家とさせないような取り組みが必要である。

	<p>【平成30年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 5,820千円 県費 2,020千円 市費 3,800千円 (事業内容) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助 (捕獲数) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ 合計582頭</p> <p>○鳥獣被害防止総合対策事業(国補) (事業内容) 有害鳥獣捕獲（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ合計551頭）にかかる活動経費の補助 (総事業費) 3,414千円</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>【平成28年度】</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合） (1) ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費473,824円 共済負担195,000円 自己負担278,824円 対象面積193.48a 設置延長1,112m (2) 電気柵設置 総事業費22,903円 共済負担11,000円 自己負担11,903円 対象面積13.41a 設置延長82m (3) ネット柵設置 総事業費74,677円 共済負担36,000円 自己負担38,677円 対象面積38.97a 設置延長400m</p> <p>【平成29年度】</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合） (1) ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費303,886円 共済負担142,000円 自己負担161,886円 対象面積82.36a 設置延長670m (2) 電気柵設置 総事業費160,066円 共済負担42,000円 自己負担118,066円 対象面積16.52a 設置延長272m (3) ネット柵設置 総事業費33,912円 共済負担16,000円 自己負担17,912円</p>	個人で防護対策を実施している地域が多く、地域全体での取り組みがされていない。今後は、取り組みを広域的に推進し、効率的かつ計画的に防護柵の設置等を図る必要がある。

	<p>対象面積14a 設置延長250m</p> <p>【平成30年度】</p> <p>○有害鳥獣被害防止対策事業（市単）</p> <p>(1) 防護柵等設置</p> <p>農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の 1/2を補助（上限5万円）</p> <p>総事業費 1,914,485円</p> <p>市補助金 818,000円</p> <p>自己負担 1,096,485円</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合）</p> <p>(1) ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費26,910円 共済負担13,000円 自己負担13,910円 対象面積11.74a</p> <p>(2) 防鳥ネット設置 総事業費48,334円 共済負担23,000円 自己負担25,334円 対象面積48.58a</p>	
--	--	--

（5）今後の取組方針

対象鳥獣の捕獲は被害防止のための有効な手段の1つであり、狩猟者の確保及び育成を進めていく必要があるが、従来の捕獲中心の対策では被害が防げなくなっている現状があることから、「鳥獣害対策は行政、獵友会が行うもの」という認識を改め、集落全体で取り組む住民参画型の被害対策を進める必要がある。そのため、地域住民に対して研修や広報を行い正しい知識の普及に努めるとともに、農地や集落環境を改善して鳥獣害から守れる農地、集落を目指す。

また防護柵等については、適切な設置や管理方法についての啓発に努め、経済的かつ効果的に防除できるよう、専門家の知見も交え集落全体の被害防除を考慮した計画的な対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害を受けた住民への聞き取り・被害状況の確認をおこない、防護柵等により被害を軽減することが困難であると判断したときには、有害鳥獣の捕獲を実施する。有害鳥獣の捕獲は、新居浜市内三獵友会（新居浜支部、東新支部、別子支部）駆除隊及びマルヨシ食品（株）に依頼して、駆除隊員がこれにあたる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 ～ 令和 3	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害報告があった場合に迅速に対応できるよう獣友会との連絡体制を強化。 補助事業の活用。 鳥獣被害対策に関する農業者等への啓発。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の有害鳥獣捕獲実績、被害状況、捕獲圧の維持可能性から総合的に判断し設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
イノシシ	300	300	300
ニホンザル	20	20	20
ニホンジカ	320	320	320

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンザル、ニホンジカの捕獲手段についてはわなを主として、銃器はわなのみでの捕獲が困難な場合に使用するものとする。銃器を使用する際は、矢先・周囲の確認をおこない、安全に十分配慮することとする。
捕獲の実施予定期は4月1日から3月15日までとし、有害鳥獣捕獲において実施する。捕獲予定場所については、別紙図面のとおりである。

※別紙2 捕獲計画図添付

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	電気柵 2.25km	電気柵 2.25km	電気柵 2.25km
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 5km	ワイヤーメッシュ柵 5km	ワイヤーメッシュ柵 5km
ニホンザル	防護ネット 1.25km	防護ネット 1.25km	防護ネット 1.25km

※計画位置は別紙3のとおり

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31 ～ 令和3	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	地域において、現地研修、講演会等による普及啓発をすすめ、鳥獣害を寄せつけない集落環境づくりに向けての体制整備を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新居浜警察署生活安全課	被害状況の把握、捕獲時の安全確認
愛媛県猟友会新居浜支部	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県猟友会東新支部	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県猟友会別子支部	被害状況の把握、捕獲の実施
マルヨシ食品(株)	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課	被害状況の把握、適切な捕獲指導
新居浜市経済部農林水産課	被害状況の把握、口頭による緊急捕獲許可、各機関の連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制

関係機関（新居浜警察署生活安全課、東予地方局森林林業課、各捕獲従事者及び新居浜市農林水産課）において緊密に連絡を取り合い、早急な対応を行う。

※別紙4 連絡体制図添付

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは捕獲者が食肉等として活用するか、焼却処理施設へ搬入又は土中埋設し、適正に処理するものとする。捕獲数の増加が見込まれる場合は、ジビエ等で有効活用する方策のほか、県と協議しながら広域での焼却処理施設、解体処理施設建設も検討する。

ニホンザルについては、焼却処理施設搬入又は土中埋設し、適正に処理するものとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新居浜市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
えひめ未来農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県農業共済組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
いしづち森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県猟友会新居浜支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県猟友会東新支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県猟友会別子支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
マルヨシ食品(株)	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課	適正な捕獲指導
愛媛県東予地方局産業経済部産業振興課	被害防止等の技術指導、鳥獣被害の実態把握、現地調査
新居浜市経済部農林水産課	鳥獣被害の実態把握及び現地調査を行う。また事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

侵入防止柵の設置・改善指導や集落における被害防除対策への指導・助言等を行うことを役割とする鳥獣被害対策実施隊を、平成25年度に設置した。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止には、地域住民の参加による取り組みが必要であるため、鳥獣害対策に関する知識の向上を図るための意見交換会・講習会等を開催する。

また、捕獲圧維持のため若年層の狩猟者増加に資する取り組みを検討する。